

日米地位協定の見直しに関する意見書

本県には、全国の米軍専用施設の約75%が集中し、県土面積の約11%、特に沖縄本島では、その20%近くを米軍基地が占めている。

これらの米軍基地の多くは県民の住宅地域に近接しており、基地から派生する航空機の騒音、実弾演習や廃弾処理に伴う騒音や振動、山火事や赤土の流出による自然環境の破壊、油や汚水のたれ流し、PCBなど有害廃棄物の処理等の諸問題は、戦後55年を経過した今日においてもなお後を絶たず、県民生活に重大な脅威を与えている。

これらの米軍基地に起因する諸問題および米兵による事件・事故等から、県民の生命・財産と人権を守り、県民の福祉の向上を図るためには、施設および区域の提供、管理、返還や、合衆国軍隊の活動及びその構成員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定の見直しが必要である。

日米地位協定は1960年の締結以降、今日まで一度も改正されていない。しかしこのことは、この協定について改正の必要がなかったからではない。米軍基地に起因する事件・事故等が起こるたびに、日米両政府は運用改善を約束するものの、県民本位の改正という抜本的な解決を図ってこなかったからである。

米軍基地をめぐる諸問題は今だに根本的な解決をみていない。このことによっても、もはやその運用改善の約束だけでは、県民の要望は満たされないことは明らかである。

よって、北谷町議会は、町民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定の各条項を全体的に見直し、改正することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年9月27日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣
内閣官房長官
外務大臣
防衛庁長官
防衛施設庁長官
外務省沖縄事務所
那覇防衛施設局長